

令和5年3月9日

マスク着用の考え方の見直し等について

2月10日の政府対策本部決定（「マスク着用の考え方の見直し等について」）及び基本的対処方針の変更を踏まえ、県民・事業者に対し、次のとおり要請する。

I 県民・事業者に対する要請

期間：令和5年3月13日（月曜日）から令和5年5月7日（日曜日）まで

1 県民への要請

（1）基本的な感染対策の徹底

- ① ワクチン接種した方も含め、「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場所）の回避」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ② 「マスクの着用」については、個人の主体的な判断を尊重し、個人の判断に委ねることを基本として、高齢者等の重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、一定の場合に着用の推奨等を行う。その考え方は以下のとおり。

【着用が効果的な場面】

高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な次の場面ではマスクの着用を推奨する。

- ・ 医療機関受診時
- ・ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の訪問時
- ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス※に乗車する時
※概ね全員の着席が可能なもの（新幹線、高速バス、貸切バス等）を除く

また、感染の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用は効果的であり、適切に判断すること。

なお、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

【症状がある場合の対応】

症状がある方、新型コロナ検査陽性の方等は、周囲の方に感染を広げないため外出を控え、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用すること。

【医療機関や高齢者施設等の従事者の対応】

高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスク着用を推奨する。

■留意事項

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の主体的な判断を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とすることから、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように注意すること
 - ・ 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保護者や周りの大人が適切に対応すること
 - ・ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得るが、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意すること
- ③ 自身と大切な人を守るため、希望する方は、オミクロン株対応等の新型コロナワクチンの早期の接種を検討すること。
- ④ 自身が陽性者になり、自宅療養する場合に備え、日頃から抗原定性検査キット（研究用を除く）や解熱剤、食料や日用品などを備蓄しておくこと。

(2) 外出等

- ① 外出にあたっては、ワクチンを接種した方も含め、訪問先での手指消毒や検温等を行うこと。
- ② 目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して行動すること。特に高齢者や基礎疾患のある方及びこれらの方と日常的に接する人は慎重に行動すること。

(3) 発熱等の症状がある場合の受診・検査

- ① 高齢者等の重症化リスクの高い方は、医療機関等を受診し、検査を受検すること。
- ② 重症化リスクの低い方は、抗原定性検査キットを活用して自身で検査を行い、陽性の場合は新型コロナの陽性者登録センターに登録すること。

(4) 飲食

- ① 飲食店の利用にあたっては、以下の内容を徹底すること。

ア 県の第三者認証を受けた感染防止認証店[※]をはじめ、業種別ガイドラインを遵守している飲食店等を選び、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること。

[※] 感染防止認証店とは、感染防止対策の認証基準全てを満たし、県が確認・認証した飲食店

イ 飲食店利用における感染リスクを低減するため、別添1「感染リスクを避ける飲食店の利用について」を遵守すること。

- ② 座席の間隔は、正面を含め1m以上を確保し[※]大声は控えること。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)

[※]同居の家族や、日常的に接する少人数のグループ等を除く

(5) イベントの参加

- ① イベントの感染防止対策を事前に確認し、対策が不十分な場合には参加を控えるなど、慎重に行動すること。
- ② 入退場時などは、イベント主催者等の指示に従い、密集を回避すること。
- ③ 飲食を伴うイベントでは、感染リスクを下げるため、飲食専用エリア等を利用すること。
- ④ イベント前後の活動においても基本的な感染対策を徹底すること。

(6) 無料検査の受検(特措法第24条第9項)

ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。

[※]検査場所の最新情報は県ホームページに掲載又はコールセンターで案内しています。

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/muryou1.html#2>)

※発熱等の症状がある場合は、医療機関等を受診してください。

2 飲食店への要請

(1) 感染防止対策の徹底

- ① 業種別ガイドライン及び認証基準（認証店の場合）を遵守するとともに、定期的に窓を開けるなど、換気を徹底すること。
- ② 感染防止認証店は「感染防止認証マーク」を店外の利用者の見える場所に掲示すること。認証店以外の飲食店は「感染防止認証マーク」の取得申請に努めること。
- ③ カラオケのマイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行うこと。カラオケボックス等においては、各部屋に消毒設備を設置すること。
- ④ 別添1「感染リスクを避ける飲食店の利用について」を遵守すること。

3 催物（イベント・集会等）の取扱い

(1) 催物（イベント・集会等）の開催制限（特措法第24条第9項）

※ 詳細は別添2「催物の開催制限等について」のとおり。

① 5,000人超かつ収容率50%超のイベント

イベント主催者等が感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けること。

- ・人数の上限 収容定員まで
- ・収容率の上限 100%

② 上記以外の場合

感染防止安全計画を策定しないイベントについては、イベント開催時に別添「感染防止策チェックリスト」をホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

ア 収容定員が設定されている場合

- 人数の上限 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方
- かつ収容率の上限100%

イ 収容定員が設定されていない場合

イベントの開催については、人と人が触れ合わない程度の間隔を確

保すること。

(2) その他の要請

- ① 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドラインを遵守すること。
- ② 主催者は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」「換気」等、基本的な感染防止策を講じること。
- ③ 参加者に対して、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底の呼びかけを行うこと。

4 事業者への要請(飲食店を含む)

(1) 業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法第24条第9項)

- (2) 飲食店や宿泊施設は、感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得に努めること。

(3) 職場への出勤等

- ① 在宅勤務(テレワーク)の活用、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を行うこと。また、感染拡大に備え、業務継続体制の確認を行うこと。
- ② 「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。感染防止対策の徹底のため、ビル管理者等はCO₂センサー等により換気の状態を確認するとともに、定期的に窓を開けるなど、換気を徹底すること。
- ③ 感染防止のための取組*を徹底すること。

※感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査、出張による職員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、職員寮等の集団生活の場での対策)

- ④ 自社の従業員に対し、職場の内外を問わず感染防止対策の徹底を呼びかけること。
- ⑤ ワクチン接種を希望する自社の従業員が円滑に接種できるよう、勤務上の配慮に努めること。
- ⑥ 自社の従業員に対し、自宅等で療養を行う際の医療機関の診断書や、療養期間終了後の職場復帰のための検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。
※療養期間短縮のために従業員が撮影した検査キットの結果の画像の提出等を求めることは差支えない

(4) 高齢者施設等に対する要請

高齢者施設等における基本的な感染防止対策を「介護現場における感染対策の手引き」をもとに再確認するとともに、以下の取組を積極的に進めること。

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象とした検査事業を活用し、職員及び新規入所者等の受検を促すこと。(特措法第24条第9項)
- ② 業務継続計画を早期に策定し、平時から感染症発生時における業務継続の体制を確保すること。
- ③ 施設内や送迎車両内における効果的な換気を徹底すること。
- ④ 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。特に、入所施設と併設する通所介護事業所については、職員や動線の分離の徹底など入所施設への感染拡大を防止するための対策に取り組むこと。
- ⑤ 施設内での感染者の療養や感染した入所者が退院した場合に備えて、病状の急変など緊急時の対応について、嘱託医や協力医療機関との情報共有、連携方法などを再確認すること。また、感染した入所者が退院基準を満たした場合は、元の高齢者施設等が迅速かつ適切に受け入れること。
- ⑥ 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大した場合は、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討すること。
- ⑦ 職員は発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。

- ⑧ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。
- ⑨ 市町村と連携し、希望する入所者等へのワクチン接種を速やかに実施すること。
- ⑩ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ⑪ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。

5 学校等に対する要請

学校教育活動の実施に当たっては、3月31日まではこれまでの取組を継続し、4月1日以降はマスクの着用を求めないことを基本とすること（これにかかる留意事項は別途通知する。）。

なお、4月1日より前に実施する卒業式におけるマスクの着用については、その教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とすること。

（令和5年3月31日までの取組）

学校教育活動は、「三つの密」の回避や場面に応じたマスクの適切な着用等の基本的な感染防止対策を十分徹底した上で実施し、児童・生徒・学生等への注意喚起を徹底すること。

なお、身体的距離が確保できる状況で会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要がないこと。屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合や、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要がないこと。

また、特に次の点に留意すること。

- ① 授業等においては、生徒同士の距離を可能な限り確保すること。また、対面形式の活動や合唱・管楽器演奏等は、長時間・近距離の活動とならないようにするなど感染防止対策を徹底し実施すること。
- ② 運動会や修学旅行等の学校行事は、実施する地域の感染状況を慎重に見極めた上で、感染防止対策を徹底し実施すること。
- ③ 部活動については、競技団体等が定めるガイドラインを踏まえて対応するとともに、活動前後の練習場所や更衣室等の利用時、集団での移動時等

においては、場面に応じたマスクの適切な着用を含めた感染防止対策を徹底すること。

- ④ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を希望する児童生徒等が接種を受けることができるよう、欠席扱いしないなどの環境整備に努めること。

6 保育所、認定こども園等に対する要請

- ① 保育所等が果たす社会的機能の維持の観点から、感染の防止を図りつつ、できる限り、保育の提供の継続に努めること。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持すること。
- ② 感染リスクが高い活動（室内で児童が近距離で歌を歌う遊び、児童を密集させるような遊び・運動）を避けるとともに、できるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行うこと。
- ③ 大人数での行事、特に、保護者等が参加する行事については、「三つの密」の回避や基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ④ マスク着用については、2歳未満児は奨めるものでないこと。また、2歳以上児についても求めないこと。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
- ⑤ 保育所等を利用する保護者に対しては、送り迎え時の「三つの密」の回避、手指消毒といった感染防止策について、協力を得られるよう努めること。

7 県主催イベントの対応

上記3と同様の取扱とする。

※ 対応状況は、県のホームページに随時掲載する。